

自転車に乗ったまま道路を渡ろうとしているときの状況を想定してみましょう！

POINT

- 自転車は車道通行が原則です。
- 自転車から降りて、押して歩けば歩行者です。
- 横断歩道は歩行者優先、歩行者の通行を妨げてはいけません。

※このページでは、「歩行者」＝「横断歩道を渡っている人または渡ろうとしている人」として説明

歩道を通行している場合 注)

- ・歩行者用信号に従って横断。
- ・歩行者の通行の妨げになる場合は、自転車に乗車したまま横断できません。

注) 自転車で歩道を通行することができる場合

- 歩道に「自転車歩道通行可」の標識・標示があるとき
- 13歳未満または70歳以上の人や身体に障がいがある人が、自転車を運転しているとき
- 車道、交通の状況から安全を確保するためにやむを得ないとき



車道を通行している場合

- ・車両用信号に従って進行。
- ・車両用信号が赤のときは、停止線で停止。



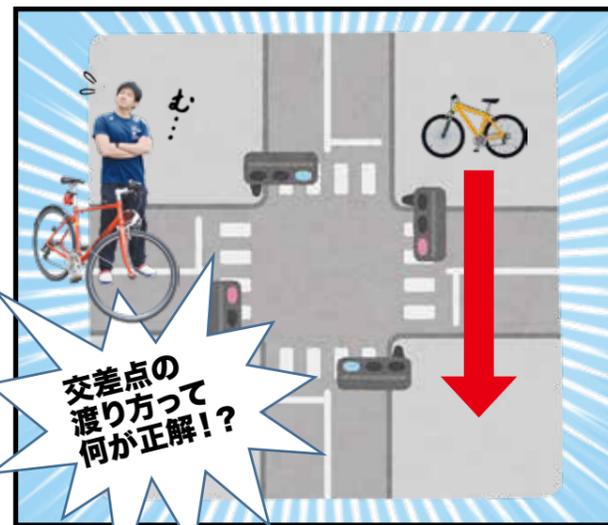
スクランブル交差点を渡る場合

- ・斜めに横断するときは、対面する歩行者用信号に従って横断。
 - ・歩行者の通行の妨げになる場合は、自転車に乗車したまま横断できません。
- ※スクランブル交差点以外の交差点では、自転車に乗って斜め横断をしてはいけません。



- ◆ 歩行者・自転車専用信号がある交差点では、この信号に従って通行します。
- ◆ また、自転車横断帯がある場合には、横断帯を通行してください。

おすすめは、自転車を降りて歩行者として渡ること！



挑戦しよう！自転車の交通ルールクイズ

クイズ1

歩道に歩行者がいなくても、自転車は運転者の年齢や道路標識等の有無にかかわらず、歩道を通行できる。

クイズ2

自転車は軽車両なので、歩道を通行している場合でも、歩行者用信号機ではなく、車両用信号機に従う。

クイズ3

自転車横断帯のある交差点を自転車で横断する際は、自転車横断帯を進行しなければならない。

左上の解説をよく読めば、答えが分かるよ。(正解は左ページ右下)

完